

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0897-56-2354

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_/管理者 \_\_\_\_\_

ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター水都苑
所在地	愛媛県西条市大町739
事業所の指定番号	居宅介護支援 (愛媛県 第 3870600057号)
サービスを提供する通常の事業の実施地域※	旧西条市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者兼介護支援専門員 (常勤) 1名

介護支援専門員 (常勤) 5名

### (3) 営業日及び営業時間

月～金曜日 8:30～17:30

土曜日 8:30～12:30

(日曜・祝日・12月30日～1月3日・8月16日・10月16日は休業)

休業日や営業時間外も、携帯電話に転送して24時間連絡できる体制を整備しています。

## 3. 事業目的

適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員が要介護者に対し適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とします。

## 4. 運営方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

(2) 居宅介護支援の提供に当たっては利用者の意思や人格を尊重し常に利用者の立場にたつて、特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることがないように公正中立に行います。

(3) 運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めます。

## 5. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 6. 利用料金

### (1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、法定代理受領により介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額（1単位10円）をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。利用者は後日、このサービス提供証明書を市町村の窓口にご提示されますと払い戻しされます。

#### ・居宅介護支援費(I)

居宅介護支援費 i 介護支援専門員一人当たりの取扱件数 45 件未満の場合

要介護1・2 1,086 単位/月 要介護3・4・5 1,411 単位/月

#### ・初回加算

<初回時> 300 単位/月

#### ・入院時情報連携加算（I）

<入院日のうちに病院や診療所に必要な情報提供をした時> 250 単位/月

#### 入院時情報連携加算（II）

<入院日の翌日または翌々日に病院や診療所に必要な情報提供をした時> 200 単位/月

#### ・退院退所加算

<退院・退所にあたり病院等から必要な情報収集や連携、会議に参加した場合>

	会議参加 無し	会議参加 有り
医療機関や介護保険施設との連携1回	450 単位	600 単位
〃 連携2回	600 単位	750 単位
〃 連携3回		900 単位

#### ・ターミナルケアマネジメント加算

400 単位/月

#### ・通院時情報連携加算

50 単位（月1回を限度）

#### ・特定事業所加算（II）

421 単位/月

### (2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。旧西条市境界線を起点とし1kmにつき50円いただきます。

### (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はかかりません。

## 7. サービスの利用割合と同一事業所によって提供されたものの割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙（居宅介護支援 サービス利用割合等説明書）」のとおりです。

## 8. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

苦情受付担当者：管理者

受付時間：月～金曜 8:30～17:30 連絡先：0897-56-2354

### (2) その他の窓口

当事業所以外に市の窓口（介護保険課）等に苦情を伝えることができます。

・西条市役所 介護保険課 電話 0897-56-5151（代）

受付時間 月～金曜 8:30～17:15

・愛媛県国民健康保険団体連合会 電話 089-968-8800（代）

受付時間 月～金曜 8:30～17:15

## 9. 虐待防止について

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の通り必要な措置を講じます。

(1) 当事業所では、サービス提供中に、事業所従業者または養護者（要介護者を養護する者）から虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを地域包括支援センター及び関係市町村に通知します。

(2) 当事業所の介護支援専門員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 10. 身体拘束に関して

当事業所では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

但し、緊急やむを得ない場合は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため身体拘束その他利用者の行動を制限することがあります。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

## 11. 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行います。

## 12. 個人情報の保護

当事業所の介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。ただし契約に基づくサービスを提供するうえで必要な場合、「個人情報使用同意書」に定められた範囲で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

## 13. サービス利用にあたっての禁止事項について

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、居宅介護サービスを終了する場合があります。

(1) 当事業所職員に対して行う暴力または乱暴な言動、無理な要求、誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント等。

(2) サービス利用中に当事業所職員の写真や動画撮影をすること。また、録音などを無断で行い SNS 等に掲載すること。